

(地 479)

令和 3 年 1 月 1 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



看護職員の業務従事者届の届出期限延長について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、看護職員の業務従事者届につきましては、令和 2 年 1 2 月 2 2 日付（地 446）の文書をもって周知のお願いをしております。

今般、厚生労働省医政局看護課長より、届出期限の延長について連絡がありました。令和 3 年 1 月 1 5 日が届出期限とされているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までの届出が困難な状況が見込まれることに鑑み、令和 3 年 1 月 1 5 日を超過しても差し支えないこととし、遅くとも令和 3 年 3 月 3 1 日までにご提出いただきたいとのことです。

業務従事者届は、保健師助産師看護師法で義務付けられているものであり、看護政策を考える上で重要な統計資料となりますので、必ず届出を行っていただくようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年1月14日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課長

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出期限について

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年12月16日付の事務連絡「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」の一部改正に関する周知ご協力をお願いに関しまして、貴会におかれましては周知にご協力頂きありがとうございました。

現在も業務従事者届の届出期限である1月15日に向け、各自治体が集計に尽力くださっているところでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、締切日までの届出が困難又は遅延が見込まれる旨を自治体等よりご連絡を頂いております。

そこで、令和2年度の業務従事者届の届出期限について、令和3年1月15日を超過しても差し支えないこととし、その場合には遅くとも令和3年3月31日までにご提出頂くよう、別添のとおり各都道府県に事務連絡を発出しております。

貴会におかれましては、上記の旨を貴会の会員の皆様へ周知頂き、引き続き業務従事者届の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

厚生労働省医政局 看護課

電話：03-5253-1111

担当：村井（内線4171）

藤田（内線4172）

松村（内線4176）

(別添)

事務連絡
令和3年1月14日

各都道府県衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局看護課長

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出期限について

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

業務従事者届は、保健師助産師看護師法第33条において、看護職員の皆様に該当年の翌年の1月15日まで届出をして頂くよう規定されており、各都道府県の担当者様におきましては、現在届出の取りまとめに向けご尽力頂いていることと存じます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、締切日までの届出が困難又は遅延が見込まれる旨を自治体等よりご連絡を頂いております。

そこで、直前ではございますが、令和2年度業務従事者届の届出期限について、令和3年1月15日を超過しても差し支えないことと致しますので、その場合には、遅くとも令和3年3月31日までにご提出頂きますようお願い致します。

上記の旨を周知頂き、引き続き業務従事者届の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

厚生労働省医政局 看護課

電話：03-5253-1111

担当：村井（内線4171）

藤田（内線4172）

松村（内線4176）